

第1 監査の対象

建設部（道路課、公園緑地課、潮見坂平和公園管理事務所、河川排水課、施設管理課）

第2 監査の期間

令和3年1月8日から令和3年3月17日まで

第3 監査の方法

令和2年度における財務に関する事務などが、法令等に基づき適正かつ効率的、効果的に行われているかについて、春日井市監査基準に準拠し、関係書類等の抽出調査、関係職員からの説明聴取を行うとともに、必要な事項については実地調査を行った。

また、本監査の重点項目及び主な着眼点について、次のとおり設定した。

1 重点項目

(1) 収入に関する事務

ア 現金等の受領、管理は、適正に行われているか。

(2) 契約に関する事務

ア 随意契約による場合、競争性、透明性は確保されているか。

イ 契約の履行及びその確認は、適切に行われているか。

2 主な着眼点

(1) 収入に関する事務

ア 調定、徴収、減免等は、根拠となる法令等に適合しているか。

イ 滞納状況の把握、記録は適切に行われているか。

ウ 督促等の手続は適時、かつ適正に行われているか。

(2) 支出に関する事務

ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

イ 補助金は交付目的に合致し、手続は根拠となる法令等に適合しているか。

(3) 契約に関する事務

- ア 契約金額、契約目的及び履行の期限その他契約の内容は適切か。
- (4) 財産管理等に関する事務
 - ア 財産の安全管理は法令に適合し、適切に維持管理されているか。
 - イ 行政財産の目的外使用許可等は、適正に行われているか。
 - ウ 庶務事務は、適正に行われているか。
- (5) 指定管理に関する事務
 - ア 指定管理者の指定は、根拠となる法令等に適合しているか。
 - イ 管理業務計画の履行及びその確認は、適切に行われているか。

第4 監査の結果

建設部の所管する事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。

しかし、一部の課において、次のとおり注意を要する事項が見受けられたので、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、指摘事項は、業務の執行が法令等の定めに反しているものなど重要と判断するものを是正事項とし、それ以外のは注意事項と区分した。

1 注意事項

(1) 収入に関する事務

ア 占用料徴収に係る事務が適切でなかったもの

- (ア) 道路占用料に係る納入期限が占用の許可をした日から1か月を超えて設定されていたものが多数見受けられた。

春日井市道路条例に基づいた事務処理を徹底し、定められた納入期限を設定されたい。
(道路課)

- (イ) 勝川駅前公園における工事用高所作業車設置に係る都市公園占用料について、算定誤りのため過徴収となっていた。

都市公園占用料の算定に当たっては、適正な事務処理をされたい。

(公園緑地課)

(2) 契約に関する事務

ア 契約関係書類の確認が適切でなかったもの

公共施設マネジメントシステム使用料に係る仕様書について、再リースの契約

にもかかわらず導入サービス等の不要な項目が記載されていた。

仕様書の作成に当たっては、システムの目的や運用方法に照らし内容を精査するとともに、チェック機能の強化を図られたい。(施設管理課)

(3) 財産管理に関する事務

ア 公有財産台帳の整備が適切でなかったもの

落合公園の公有財産台帳について、落合公園体育館北東側駐車場用地として購入した土地(3筆)が記載されていなかった。また、霜畑公園始め7公園の公有財産台帳(土地)について、附属図面が添付されていなかった。

公有財産台帳に係る事務に当たっては、春日井市財産管理規則に基づき、適正な事務処理をされたい。(公園緑地課)

第5 意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、経済性・効率性・有効性等の観点から次の意見を提出する。今後の事務の執行に当たっては、必要に応じて適切に対応されたい。

1 道路占用料の徴収に係る適正な事務の執行を求めるもの(合規性・有効性)

「第4 監査の結果」で指摘したとおり、道路占用料の納入期限の設定に誤りが多数見受けられた。この納入期限は、春日井市道路条例第42条において、占用の許可をした日から1月以内に納入通知書により一括して占用料を徴収することとされており、また、延滞金の日数計算における起算日に影響することからも、適正に設定されることが求められる。

春日井市道路条例第44条第1項では、「市長は、道路法第73条の規定により占用料の督促をした場合においては、延滞金を徴収するものとする。」と規定されている。今回、督促に係る事務手続について確認したところ、督促状の送付時期等について具体的に定められたものはなく、納入期限後は電話での納付依頼に応じて速やかな納付がなされていることから督促状を送付していなかった。道路法第73条では、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならないことや、国税滞納処分の例により占用料及び延滞金を徴収できることが規定されており、督促状の送付については、事務手続を明確にしておくことが重要である。

占用料の徴収に係る事務手続について、期限や手法等が明記された事務マニュアルやチェックリストは作成されておらず、組織としての体制整備が不十分であるといえる。

については、内部統制の観点から、占用料の徴収に係る事務手続について、必要な基準等の整備を図るとともに、春日井市道路条例等に基づいた適正な事務の執行に努められたい。

(道路課)